

浜松市条例第 4 1 号

浜松市斎場条例の一部を改正する条例

第 1 条 浜松市斎場条例(昭和 4 7 年浜松市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(事業) 第 3 条 斎場は、次に掲げる事業を行う。 (1) 遺体の火葬に関すること。 (2) (略) (3) 市内に住所を有する者に係るペット類の<u>死がい</u>(浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市三ヶ日斎場に限る。)、<u>分娩</u>に係る胎盤等及び身体の一部その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関すること。 (開館時間) 第 4 条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市天竜斎場、<u>浜松市雄踏斎場</u>及び浜松市春野斎場 午前 9 時から午後 5 時まで <u>(浜松市雄踏斎場の通夜室にあつては、終日)</u>	(事業) 第 3 条 斎場は、次に掲げる事業を行う。 (1) 遺体<u>及び遺骨</u>の火葬に関すること。 (2) (略) (3) 市内に住所を有する者に係るペット類の<u>死骸</u>(浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市雄踏斎場及び浜松市三ヶ日斎場に限る。)、<u>分娩</u>^{べん}に係る胎盤等及び身体の一部その他市長が認めるものの火葬、焼却等に関すること。 (開館時間) 第 4 条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 (1) 浜松市浜松斎場、浜松市浜北斎場、浜松市天竜斎場及び浜松市春野斎場 午前 9 時から午後 5 時まで (2) <u>浜松市雄踏斎場</u> 午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、式場については、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>用途</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)</td><td>午前 9 時から午後 3 時 30 分まで</td></tr><tr><td>通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)</td><td>午後 3 時 30 分から翌日の午前 9 時まで</td></tr></table> (3) (略) (焼骨の引取り等)	用途	開館時間	告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)	午後 3 時 30 分から翌日の午前 9 時まで
用途	開館時間						
告別式(これに類するものを含む。以下同じ。)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで						
通夜(これに類するものを含む。以下同じ。)	午後 3 時 30 分から翌日の午前 9 時まで						
(2) (略) (焼骨の引取り等)							

第7条の2 斎場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、遺体の火葬に係る焼骨(以下「焼骨」という。)を引き取らなければならない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 指定斎場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) (略)

(2) 利用の許可(遺体の火葬に係るものを除く。)に関する業務

(3)・(4) (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条	市長	指定管理者(遺体の火葬に係る利用にあっては、市長)
(略)		
第11条	市長	指定管理者(遺体の火葬に係る利用の許可にあっては、市長)

別表(第8条関係)

1 火葬料

区分	12歳未満	12歳以上	死産児
死亡者が死亡当時市民の場合	無料	無料	無料
上記以外の場合	28,000円	42,000円	14,000円

第7条の2 斎場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、遺体及び遺骨の火葬に係る焼骨(以下「焼骨」という。)を引き取らなければならない。

2 (略)

(指定管理者による管理)

第14条 (略)

2 指定斎場の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) (略)

(2) 利用の許可(遺体及び遺骨の火葬に係るものを除く。)に関する業務

(3)・(4) (略)

3 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第6条	市長	指定管理者(遺体 <u>及び遺骨</u> の火葬に係る利用にあっては、市長)
(略)		
第11条	市長	指定管理者(遺体 <u>及び遺骨</u> の火葬に係る利用の許可にあっては、市長)

別表(第8条関係)

1 火葬料

区分	12歳以上	12歳未満	死産児	遺骨
	1体	1体	1体	1回
死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合	10,000円	6,600円	3,300円	3,300円
上記以外の場合	57,000円	38,000円	19,000円	19,000円

				合				
				備考				
				1 死産児にあつては、死産児の母が分娩時市内に住所を有する者の場合には、死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合の区分とする。				
				2 遺骨にあつては、遺骨のあった場所が市内にある場合には、死亡者が死亡当時市内に住所を有する者の場合の区分とする。				
2 室使用料				2 室使用料				
浜松市雄踏斎場				浜松市雄踏斎場				
区分		単位	金額	区分		用途	単位	金額
式場	洋室（遺族控室を含む。）	1回	52,380円	式場	告別式	1回		66,000円
	和室	1回	41,900円		通夜	1回		33,000円
通夜室		1回	20,950円	霊安室		1日		11,000円
霊安室		1日	2,090円					
3 ペット類の死がいの火葬料				3 ペット類の死骸の火葬料				
2kg以下のもの	2kgを超え5kg以下のもの	5kgを超えるもの		2kg以下のもの	2kgを超え5kg以下のもの	5kgを超えるもの		
1,250円	3,140円	5kgまでごとに2,090円		1,760円	4,400円	5kgまでごとに4,400円		
4 （略）				4 （略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市斎場条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（開館時間） 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 （1） （略） （2） 浜松市雄踏斎場 午前9時から午後5時まで。ただし、式場については、次の表のとおりとする。	（開館時間） 第4条 斎場の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館時間を変更することができる。 （1） （略） （2） 浜松市雄踏斎場 午前9時から午後5時まで。ただし、式場及び待合室については、次の表のとおりとする。

用途	開館時間
告別式（これに類するものを含む。以下同じ。）	午前9時から午後3時30分まで
通夜（これに類するものを含む。以下同じ。）	午後3時30分から翌日の午前9時まで

(3) (略)

別表（第8条関係）

1 (略)

2 室使用料

浜松市雄踏斎場

区分	用途	単位	金額
式場	告別式	1回	66,000円
	通夜	1回	33,000円
霊安室		1日	11,000円

3・4 (略)

区分	用途	開館時間
式場	告別式（これに類するものを含む。以下同じ。）	午前9時から午後3時30分まで
	通夜（これに類するものを含む。以下同じ。）	午後3時30分から翌日の午前9時まで
待合室	告別式	午前9時から午後2時まで
	通夜	午後2時から翌日の午前9時まで

(3) (略)

別表（第8条関係）

1 (略)

2 室使用料

浜松市雄踏斎場

区分	用途	単位	金額
東館式場	告別式	1回	66,000円
	通夜	1回	33,000円
待合室	告別式	1回	52,800円
	通夜	1回	26,400円
霊安室		1日	11,000円
西館式場	告別式	1回	66,000円
	通夜	1回	33,000円
霊安室		1日	11,000円

3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

（火葬料に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の浜松市斎場条例（以下「第1条改正後条例」という。）別表の1及び3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる利用の許可に係る火葬料について適用し、施行日前にされた利用の許可に係る火葬料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第1条改正後条例第6条の規定による利用の許可（第1条改正後条例別表の1の遺骨の火葬に係るものに限る。）、第1条改正後条例第14条第3項の規定により読み替えられた第1条改正後条例第6条の規定による利用の許可（同表の2に係るものに限る。）及び第1条改正後条例第8条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により施行日前にされた利用の許可に係る遺骨の火葬料については、第1条改正後条例別表の1の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の浜松市斎場条例別表の1の死産児の例による。この場合において、同表中「死亡者が死亡当時市民の場合」とあるのは、「遺骨のあった場所が市内にある場合」と読み替えるものとする。
- 5 第2条の規定による改正後の浜松市斎場条例（以下「第2条改正後条例」という。）第14条第3項の規定により読み替えられた第2条改正後条例第6条の規定による利用の許可及び第2条改正後条例第8条の規定による使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(あらまし)

この条例は、火葬料及び室使用料の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。